

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のBセンターにおいて、事務員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終え帰宅する途中、C駅から自転車で自宅に向かっていたところ、停車中のタクシーのドアが突然勢いよく開き、同ドアに衝突して負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。同日、D病院に受診し、「右小指末節骨々折、腱断裂」と診断され、以後、E病院等、複数の医療機関において療養した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には同一系列に既に障害等級第14級に該当する障害（以下「既存障害」という。）があり、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人に残存する障害について検討すべきものは、本件に係る医師の意見や請求人の主張から右小指の機能障害及び神経系統の障害と認められる。

なお、右小指に手術痕が認められるが、その範囲は手のひら大に及ばないことから、障害等級に該当するものと認められない。

#### (1) 右小指の機能障害について

ア 請求人は、右小指のDIPが強直し、自動で屈伸できないものに近い状態にあるとして、障害等級第14級の7に該当する旨主張する。

そこで、手指の障害認定基準をみるに、「DIPを屈伸することができなくなったもの」とは、「DIPが強直したもの」又は「屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸ができないものまたはこれに近い状態にあるもの」とされており、「関節が強直したもの」とは、「関節の完全強直又はこれに近い状態にあるもの」をいい、このうち「これに近い状態」とは、関節可動域が「原則として健側の関節可動域角度の10パーセント程度以下に制限されているもの」や「10度以下に制限されている場合」をいうと解されるところ、以下、医師が測定した請求人の右小指DIPの関節可動域に基づき、障害の程度について、検討する。

- (ア) 請求人の小指のD I Pの関節可動域は、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書によると、健側（左手）80度、患側（右手）33度であり、また、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け障害等級認定に関する意見書によると、健側（左手）45度、患側（右手）20度であり、いずれの数値からみても、患側（右手）の可動域は、健側（左手）の関節可動域の10パーセント程度以下に制限されておらず、また、10度以下にも制限されていない。
- (イ) さらに、H医師作成の平成〇年〇月〇日付け鑑定書によると、右小指D I Pは、伸筋腱損傷に対する腱形成術がされており、屈筋腱損傷はなく、固定後の拘縮は残すものの、小指D I Pの可動域は、他動で健側（左手）90度、患側（右手）44度、自動で健側（左手）84度、患側（右手）20度であり、患側（右手）の関節可動域は、他動で健側（左手）の関節可動域の10パーセント程度以下に制限されておらず、また、10度以下にも制限されておらず、さらに、患側（右手）の関節可動域は自動で20度の可動域を有するものと認められる。
- (ウ) 以上のことから、請求人の右小指D I Pは、「D I Pが強直したもの」又は「屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸ができないものまたはこれに近い状態にあるもの」には該当せず、「D I Pを屈伸することができなくなったもの」とは認められない。
- (エ) なお、請求人は、H医師の鑑定書について、健側（左手）小指の測定が行われていないという瑕疵があると主張するが、仮に、同鑑定書における健側（左手）小指の測定値を採用しなくとも、F医師及びG医師の診断書等からみて、請求人の右小指のD I Pは、「関節が強直したもの」に該当しないものと認められ、また、同鑑定書の患側（右手）の測定値等からみて、「屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸ができないものまたはこれに近い状態にあるもの」には該当しないものと認められる。
- イ したがって、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人の右小指D I Pは、手指の障害認定基準における「D I Pを屈伸することがで

きなくなったもの」とは認められず、請求人の右小指に残存する障害は、障害等級第14級の7には該当しないものと判断する。

(2) 右小指の神経系統の障害について

上記のF医師の診断書、G医師の意見書及びH医師の鑑定書によると、請求人の右小指には神経症状が認められることから、当審査会としても、請求人は「局部に神経症状を残すもの」障害等級第14級の9（系列区分13）が残存しているものと判断する。

(3) 請求人に現存する障害について

請求人には、既存障害として、平成〇年〇月〇日に通勤災害により負傷し、平成〇年〇月〇日に症状固定となり、左肩に神経系統の障害「局部に神経症状を残すもの」障害等級第14級の9（系列区分13）が既に存在していることが認められる。

そこで、請求人に現存する障害をみると、本件通勤災害による右小指の神経系統の障害第14級の9（系列区分13）と既存障害である左肩の神経系統の障害第14級の9（系列区分13）が認められ、両者は同一系列の障害であることから併合の方法を用いて障害等級準用第14級となるが、現存する障害が既存の障害より重くなっていないことから、障害給付について準用（労災則第18条の8）する「障害の程度を加重する場合」（労災則第14条第5項）には該当しない。

したがって、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、請求人に対する保険給付の必要性は生じないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、加重には該当しないことから、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。